

4年制大学設置準備委員会 平成24年第3回会議 議事要旨

I 日 時 平成24年 8月27日(月) 14:00～16:15

II 会 場 会議兼応接室

III 出席者 【委員】 樋田 豊次郎 委員長  
 笠原 幸生 委員  
 北郷 悟 委員  
 佐々木 松彦 委員  
 藤澤 正義 委員  
 山村 慎哉 委員  
 柚原 義久 委員  
 戸田 郁夫 委員 以上8名

【事務局】 堀井 大学設置準備室 室長  
 田畑 " 参事  
 近藤 " 参事  
 北嶋 " 副参事  
 熊地 " 主席主査  
 小川 " 主席主査  
 小杉山 " 主席主査  
 加藤 " 主査  
 水澤 " 主査  
 大内 " 主査  
 鈴木 " 主事

IV 配付資料 1 公立大学法人秋田公立美術大学定款(案) ……資料1  
 2 秋田公立美術大学 法人化基本方針(案) ……資料2  
 3 秋田公立美術大学組織図(素案) ……資料3

V 議事経緯

【議事(1) 法人の定款について】

事務局	(資料1に基づき説明)
委員	県立大の理事長の任期と再任の回数はどうになっているのか。
委員	県立大は、理事長の1期目だけ5年任期とし、2期目以降は

6年である。2期目の理事長からは、自分の任期の中期計画を自分で策定できるようにするためである。再任はできない。

委員 教養大は、何度でも再任できる。その代わり、解任の規程がしっかりしている。

委員 東京芸大は、任期が6年で再任は1回だけ、合計で最長12年である。

委員 秋田大は、任期3年、再任1回である。

委員長 秋田公立美術大で、再任の回数に制限を設けていないのは、どういう考え方からか。

事務局 他大学の例を見ると、どこも定款レベルでは「再任を妨げない」としている。制限を設けているとすれば、理事長選考規程などにおいてである。秋田公立美術大としては、理事長にふさわしい資質を持つ人であれば、再任が続いても構わないだろうという考えである。

委員長 定款については、原案どおりでよいか。

(異議なし)

## 【議事(2) 法人化基本方針について】

事務局 (資料2に基づき説明)

委員 I-1、「公立大学法人化の必要性」のところ、「大学運営の自由度が高まり」の表現が弱いと感じる。特に冒頭の部分はよく読まれるところなので、少し表現を強くしておくべきではないか。

委員長 「大学運営の主体性が高まり」などと直した方がよいということか。

委員 「自律的」「独自性」という言葉が前後にあるので、その間に入れる強い表現として、法人化の必要性を示すような文言があるとよい。

委員長 この法人化基本方針は、外部に公表されるものなのか。

事務局 HPなどで公開し、議会に対しても説明していくものであるが、議案ではない。

委員長 大学の顔として残るような性質のものだとすれば、しっかりした文章にしなければならないが、あくまで内部文書で定型的なものだとすれば、それほどこだわらなくてもよいと思うが、どうか。

事務局 この方針の位置付けとしては、上位に大学設置基本構想があるものなので、定型的な文章に基本構想の要素を盛り込んでカスタマイズしている。

委員 金沢美術工芸大では、なぜ市から独立するのかという理由をもう少し詳しく書いているが、基本的には、この方針と同様の文章である。「自主・自律」といった言葉は出てくるが、「自由度」という言葉はない。

副市長 確かに「自由度が高まり」よりも、「大学運営の主体性の発揮」といった表現の方が、全体として意味が通る。

委員長 「自由度が高まり」という表現にすると、法人化することで、市のコントロールを外れる、という意味に捉えられるが、それは本質とは違うような気がする。

副市長 主体性の発揮と自己責任を持つことが法人化の趣旨のはずである。

委員 「主体性」という言葉は、法人化に繋がるので、よいのではないか。

委員長 あまり今から大きく文章を変えても良くないと思うので、「自由度」を「主体性」に置き換えるということでしょうか。

(異議なし)

**【議事(3) 組織図について】**

事務局 (資料3に基づき説明)

委員 この図でいうと、経営審議会は事務局のみを管轄しているよ

うに見えるが、教育研究に関しても、大学としての経営戦略に関わる部分で審議することがある。

委員 東京芸大でも、経営審議機関は、教育研究や事務組織を含む総合的なものという認識である。経営審議機関の中には、学部長も入っている。

委員長 一旦フラットな状態の組織図をお配りする。法人における意思決定が、経営審議会や教育研究審議会を通してどのように形成されるのかと、その意思決定が組織としてどのように指示されていくのかに分けて議論したい。

委員 大きなところでは、経営審議会が理事会の下に書かれているところに違和感を感じる。もっと上に位置付けられる機関ではないか。

委員 確かに、経営審議会はほとんど外部の委員で構成されるので、理事会よりも上に感じる。

事務局 経営審議会、教育研究審議会は地方独立行政法人法に定める法定審議機関なのに対し、理事会は定款で定める法人の機関なので、経営審議会、教育研究審議会の方が上かもしれないが、大学によって組織図の線の引き方が異なるようなので、ご意見をお聞きしたいということである。

委員 経営審議会は年に何回くらい開くのか。

事務局 多くとも2か月に1回程度になるだろう。

委員 それくらいの頻度で開催できれば望ましいとは思いますが、例えば予算の承認を取るには議会の判断を待たねばならなかったりするので、結局四半期に1回くらいになってしまう。

委員 国際教養大では、理事会と経営審議会が一体化して、毎月開催している。経営審議会は意思決定の機関で、理事会は執行機関という位置付けかと思うが、国際教養大ではそれらを兼ねているイメージである。教育研究審議機関は教務に関することのみを審議する。教授会に至ってはほとんど権限がなく、学生の卒業の認定などくらいである。

- 委員 経営審議機関と教育研究協議機関で言えば、経営審議機関の方がかなり上に位置付けられる。
- 委員 意思決定や実行は理事会が行い、経営審議機関にはその報告を行い、意見を聞いたり承認を得たりするので、経営審議機関は上位のチェック機関のような役割と言える。教育研究審議機関は、両学部から上がってくる教員の人事案件などを承認する場で、それらを理事会に上げ、さらにそこから経営審議機関に上げる。
- 委員 教員の人事や教学関係の案件は、必ず教育研究審議機関を通して役員会に上がっていくはずである。
- 委員長 教育研究審議機関の中に現職の教員が入っていると、人事案件を審議するのが難しくなるのではないか。
- 委員 学部から評議員が選ばれ、その評議員が教育研究協議機関に入る。
- 委員 教員の利益代表ではなく、あくまで評議員として教育研究協議機関で審議するということである。
- 委員 評議員は常に学部長と同じ情報を持って学部の運営に当たるので、重要である。
- 委員長 教育研究審議機関の委員になる教授は、経営者に徹するため、教授職を辞めなければいけなかったように記憶している。
- 委員 教育研究審議会メンバーには現職の教員もいるので、そんなことはない。
- 委員 理事になるときに教授職を辞めるという例はある。
- 委員 教員として現場の意見を掌握しながら臨む必要がある。
- 委員長 法人として意思決定したことを大学組織に二つの系統で伝えていくのか、一つの系統で伝えていくかという点についてはどうか。
- 委員 経営審議機関から直接事務局に線が下りることはあり得ない。

- 委員 理事会は執行機関なので、実際の事務を行う事務局は理事会の下に位置付けられることになる。
- 委員 教育研究審議会にどこまで人事に関する発言力を持たせるかという問題はある。教員は任期制であり、評価が必要になるが、身内同士で評価を行う訳にはいかない。教養大では、任期の更新や年俸の額については、経営審議機関で決めている。採用については、採用委員会を別に組織し、そこでの決定事項を経営審議機関・理事会に諮り、承認を受ける形である。その際、教育研究審議会には諮らない。
- 委員 確かに、教員が5年の任期制なので、再任の審査をどこで行うかは問題である。
- 委員 教員の人事については、経営審議機関の審議事項ではない。経営審議機関に上がるとしても、それはあくまで報告である。
- 委員 上がっても理事会までということである。
- 委員 給与や再任については、教育研究審議会には諮らないで、理事会だけで決めるという手はある。評価を教員にフィードバックする必要はあるが、大きな大学では部局長会議の場を通してそれを行っている。
- 委員 金沢美術工芸大は、教員人事の仕組みに関しては教養大に似ている。理事会で決定し、教育研究審議機関は関与しない。その代わり教員資格審査会があり、そこで決めたことを理事会が承認するスタイルである。
- 委員 経営審議機関は、年2回くらい開催しているが、あまり力はなく、理事会でほとんど決められていく。
- 委員長 ここまでの議論のポイントを整理すると、経営審議会を理事会より上位に置くか、理事会と実質的に一体の組織にするかということ、教育研究審議会にどの程度人事に関わらせるかというところではないか。
- 委員 ただし、教育研究審議会に教員の人事を審議させることが定款に規定されているので、教育研究審議会に人事をやらせない訳にもいかない。考えられるのは、実質的な運用をどうするかだと思う。

- 委員長 その他、法人組織について何か意見があるか。
- 委員 大学として今後運営していくときに、社会との連携は非常に重要になってくる。東京藝大でもそこに重点を置いており、経営審議機関の委員に企業の経営者を入れ、そこで意見をもらうと同時に、社会連携に協力してもらっている。
- 委員長 まだ、法人と大学のつながりがはっきりしない。理事会が決定すれば、それに大学が従うということになるのか、大学から法人に何か意見を伝えることができたりするのか、そのあたりの線の引き方が分からない。
- 委員 そのあたりは、あえて線で示す必要はないのではないか。
- 委員長 教授会も組織図上どこに置けばよいのか分からない。
- 委員 美術学部美術学科は、会議の名称ではないので、教授会は美術学部美術学科の左側に置けばよいのではないか。
- 委員長 やはり、法人と大学の間には線がない組織図は、違和感を感じるがどうか。
- 委員 法人と大学が一体となった組織図の例はあったか。
- 事務局 審議機関や理事会の位置付けなどによって様々な線の引き方をしているようである。今回は、なるべく簡単な組織図をお示しし、意見をいただいたうえで、再度精査したいと考えている次第である。
- 委員 組織図を考えると、理事長の両サイドに理事長選考会議と教授会があり、理事長の下に理事会があり、理事会の両サイドに経営審議会と教育研究審議会があり、理事会の下に事務局があるという形はどうか。そうすれば、教育研究の分野と経営の分野が分かりやすくなる。
- 委員 教授会はあえて組織図に入れなくてもよいかもしれない。
- 委員 組織図上に教授会がはっきり書かれていないと、自分たちの意見が集約されると思えないため、教員のモチベーションにも

影響する。

東京芸大では、教授会に講師まで入れて、評議員、学部長、人事委員の選挙をさせるほか、准教授、教授といった教員の昇任人事についてもその職以上の者から推薦させている。その結果を上申し、理事会で決定するという仕組みである。講師まで入れて大人数で議論した方が活発になり、よい結果が出る。

委員 教授職の昇任人事は教授で、准教授職の昇任人事は教授と准教授で決めるという大学もある。

委員 少ない人数で選挙や昇任人事を行うと、人気投票化するなどの弊害がある。

秋田大も、医学部はかつては教授だけで教授会を行っていたが、現在は、講師まで入れて教授会や教員人事を行っている。

委員長 東京芸大も秋田大も、教員人事は実質的には教育研究審議機関というより教授会で決めているということか。

委員 秋田大は、そのとおりである。

委員 東京芸大は、教育研究審議機関に報告はするが、決めるのは教授会である。

委員 県立大もそうだが、もう一つ、役員による面接のプロセスがあり、採用する教員の候補を2人出し、面接で最終的に誰を採用するか決める。

委員 教養大では、あまり教授会に権限を持たせないようにするため、助教まで教授会に入れるが、評決権は与えない。採用については、その都度採用委員会を設け、その評決結果を教育研究審議機関に報告するが、教授会にその都度報告はしない。

委員 東京芸大では、学長選挙のための意向投票も教授会で行い、学長選考会議に推薦する。ただし、学長選考会議では、必ずしもその推薦には縛られず、参考にするだけでよい。

委員長 他の大学では、意向投票は行っているのか。

委員 金沢美術工芸大では行っていない。  
教授会には人事に関わる権限がなく、以前のような力はない。

委員 秋田公立美術大の今回の案でも、教授会にはほとんど力がな  
いように見える。

委員 県立大も意向投票は行っていない。法人化したときに、大学  
を設立してからまだ8年しか経っておらず、教員の管理運営の  
経験が少なかったためである。

委員 教養大でも行っていない。

委員長 組織については、これらの意見を踏まえてもう少し細部を詰  
めた状態でまた改めて諮りたい。

**【議事(4) その他】**

※ 以降、人事に関する案件等のため、非公開